

## 定期監査

監査対象 61所属及び2財産区

監査期間 令和5年9月4日～令和6年3月28日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）を実施しました。その結果、15件の指摘と77件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください）。また、25件の意見を付しました。

### ★主な指摘事項

#### ①②③ 令和5年度内部統制研修用映像制作業務に係る事務の不備について 【コンプライアンス推進課】・・・合規性の観点

事業決裁起案前に業者選定及び契約金額の決定をしていました。また、予定価格を定めておらず、見積書を徴していませんでした。

#### ④ 日本平動物園ゴールデンウイークシャトルバス借上業務に係る事務の不備について【日本平動物園】・・・正確性の観点

バスの運行台数の上限について、仕様書に「延べ36台を超えない範囲」と記載すべきところを、誤って「延べ30台を超えない範囲」としていました。貸付人は延べ32台のバスを運行したため、所管課も32台分に相当する金額の賃借料を支払っていましたが、上限を超えた2台分は支払の根拠が無い状態となりました。

#### ⑤⑥ 行政財産の目的外使用許可に係る事務の不備について【住宅政策課】 ・・・合規性の観点

使用料の算定に誤りがあり、使用許可の手続にも不備がありました。

## ●主な意見

### ・市民満足度向上のための取組について【区役所各課】

清水区役所では、会話アシストシステムの設置や窓口の配置の見直し、L o G o フォーム等を用いた効率的な予約方法の採用、接遇研修等による人材育成への取組などを行っており、また、駿河区役所でも、混雑状況に応じた窓口の使い分け、カウンター席や待合札の色分け、システム転写を利用した書かない申請手続の導入、L o G o フォーム等を用いた効率的な予約方法の採用などを行っており、市民の方が使いやすい区役所、居心地の良い区役所になるような努力をしていることが感じられました。

今後も、市民満足度の更なる向上に向け、ソフト、ハードの両面で積極的な取組を続けていくことを期待します。

### ・シズカツについて【学校教育課】

部活動の地域移管は全国的な取組であるものの、「教育目的との整合」や「中体連等の大会の在り方」、「保護者の経費負担」等の課題があると聞いていますので、課題解決に向けて市長部局とも連携して取り組み、子どもたちのスポーツ、文化への幅広いニーズに対応するとともに、健やかな心身の成長に資する部活動改革を進め、保護者が安心して子どもを送り出せる組織・運営となることを期待します。

## 《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した18件の業務について改善状況を点検した結果、再度指摘するものはありませんでしたが、監査委員に通知された措置を実際には実施していなかった事例がありました。このことについては、提言で改めて述べます。

## 《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：文書の確認の重要性について】

市規則では、決裁を経なければ事務を執行することができないとされており、起案文書の内容については、その文書に携わる全ての職員が、入念に確認することが求められています。

しかし、今回の監査において、内容に様々な不備があるにもかかわらず、回議の中で気付かれることなく決裁を受けているものが多数見受けられました。

このように起案文書の確認がおざなりにされている点については、今回の定期監査だけでなく行政監査でも見受けられ、また、過去の定期監査や内部統制

評価報告書審査においても指摘や指導、意見等をしてきたところですが、事務事業事故等の発生を未然に防ぐためには、決裁権者までの回議の過程で、記載内容や添付文書の確認を適切に行うことが必要ですが、一向に改善の兆しが見られないため、次の2点について提言を行います。

#### 1) 過去の監査における指摘事項の措置状況の確認について

過去の監査での指摘事項に対する措置としてリスクチェックシートを改正した旨の通知を監査委員に対してしていたにもかかわらず、実際には改正されていない事例が見受けられました。

このように、事務におけるリスクとその対策を把握するために作成されるリスクチェックシートが適切に改正されていない場合、再発防止策が適切に講じられていないこととなり、一度発生してしまった不備が再発するおそれがあることから、起案文書の回議において、改正内容が適切に反映されているか、その文書に携わる全ての職員が責任を持って点検するべきです。

なお、監査における指摘事項に対する措置状況は、市長又は各行政委員会等から監査委員に通知された措置の内容が地方自治法第199条第14項の規定に基づいて公表されることから、未措置であるにもかかわらず措置済みとして公表されてしまうこととなります。このことは公表された措置全体への信頼を損なうことにもつながりかねないものであることから、各所属においては、措置を講じた旨の通知の法的意義等について再認識するとともに、起案文書を回議する際には、確実に措置状況が実施されていることを文書に携わる全ての職員が確認するよう徹底することを望みます。

#### 2) 契約事務における根拠等の確認について

令和3年度の行政監査で、「契約書の適切な規定の作成について」、具体的に不備を例示して注意喚起を行ったにもかかわらず、今回の定期監査においても債務不履行の場合の契約解除の規定の不備や字句の不備が多数見受けられました。特に、債務不履行の場合の契約解除の規定の不備については、具体的に不備を例示して注意喚起を行ったものの、その後も同様の不備が見られる状況であり、監査結果が庁内で水平展開されていないと言わざるを得ません。

このほか、契約保証金についての規定の不備も多数見受けられました。

改めて言うまでもなく、契約事務に携わる職員及び管理職員が、漫然と前例踏襲することなく、根拠となる法令等が改正されていないか、最新の書式を使用しているかといったことを確認して業務に取り組むことが必要です。契約事務に関する不備については、今年度の包括外部監査においても多くの指摘があることから、各所属における指摘事項等への対応に留まることなく、全庁的な取組によって、契約事務における不備を減少させることを期待します。